

マル経融資のご案内

融資限度

2,000万円

融資期間

運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 ※据置期間は、運転資金 1年以内
設備資金 2年以内で融資期間に含まれます。

担保保証人

不要 ※商工会議所会頭の推薦が必要です。

利率

年 1.21% 固定金利 (令和 4 年 6 月 1 日現在) ※利率は変更になる場合があります。

新型コロナウイルス感染症対策

コロナマル経

融資限度額

1,000万円 (別枠)

融資期間

運転資金 10年以内 (据置期間：3年以内)
設備資金 10年以内 (据置期間：4年以内)

担保保証人

不要 ※商工会議所会頭の推薦が必要です

利率

【当初3年間】 0.31% (別枠の 1,000 万円以内)
【4年目以降】 1.21%

ご利用頂ける方

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近 1 ヶ月間等の売上高または過去 6 ヶ月 (最近 1 ヶ月を含みます) の平均売上高が前 4 年のいずれかの年の同期と比較して 5% 以上減少している方

利子補給

※要件に該当する方は、下の特別利子補給制度が対象になります。

申込期限

令和 4 年 9 月まで延長されました。

【国民生活事業】新型コロナウイルス感染症特別貸付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

- (1) 最近 1 ヶ月の売上高または過去 6 ヶ月の平均売上高が、前 4 年のいずれかの年の同期と比較して、**5%以上減少**
- (2) 業歴が 3 ヶ月以上 1 年 1 ヶ月未満の場合等は、最近 1 ヶ月の売上高または過去 6 ヶ月の平均売上高が、次のいずれかと比較して、**5%以上減少**

- ① 過去 3 ヶ月 (最近 1 ヶ月を含む。) の平均売上高
- ② 令和元年 12 月の売上高
- ③ 令和元年 10 ~ 12 月の平均売上高

特別利子補給制度

コロナマル経または新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方

	小規模企業者(※1)	中小企業者(※1)
個人	要件無し	売上高▲20%以上(※2)
法人	売上高▲15%以上(※2)	売上高▲20%以上(※2)

(※1) 小規模企業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(※)が 5 名以下の企業」、それ以外の業種は、「同 20 名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。

(※2) 売上高要件の比較は、左記貸付で確認する最近 1 ヶ月に加え、その後 2 ヶ月も含めた 3 ヶ月間のうちのいずれかの 1 ヶ月で比較。また、令和 2 年 12 月 21 日以降に貸付を受けた方は、過去 6 ヶ月の平均売上高 (最近 1 ヶ月を含む。) と前 4 年のいずれかの年の同期等との比較も可能。